

Weekly Report

第588日号
令和3年2月8日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

医療費控除に関する注意点等

医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円(総所得金額200万円未満の方は、その5%)を超える場合に、超えた金額(最高200万円)を所得控除できます。

◆医療費控除の対象となる医療費は

対象となる医療費は、医師等による診療・治療の費用や、医薬品の購入費などで、病気の予防や健康維持のための費用は対象外です。

◎**通院費用**……電車等の交通機関を利用した場合は対象ですが、自家用車のガソリン代等は対象外です。

◎**入院費用**……部屋代や食事代は対象ですが、寝具や洗面具などの身の回り品の購入費用や、本人の都合で個室にした場合の差額ベッド代は対象外です。

◎**健康診断等の費用**……対象外です。ただし、健診等で疾病が発見され治療する場合は対象になります。

◎**PCR検査の費用**……自己の判断により検査を受けた場合は対象外です。ただし、検査結果

が陽性であり治療を行った場合は、対象となります。

◎**保険適用外の自由診療の費用**……保険適用は関係なく治療目的であれば原則、対象となります。

◆医療費控除を受ける際の注意点

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付する必要があります。

◎**保険金などの補填金がある場合**……補填の対象である医療費を限度に差し引き、医療費を超える場合でも他の医療費から差し引く必要はありません。

◎**医療費通知を添付する場合**……健保組合等が発行する医療費通知を添付する場合は、明細書の記入を省略できますが、通知に記載のない期間の医療費や、通院費、保険適用外の医療費などは記入が必要です。

雇調金は緊急事態宣言解除の翌月まで延長

新型コロナに係る雇用調整助成金の特例措置の期限は今月末までとなっていました、「緊急事態宣言がすべての都道府県で解除された月の翌月末まで」に延長となりました。

また、一定の大企業(宣言地域の知事の要請で営業時間短縮等に協力する飲食店や、売上等が一定以上減少した全国の大企業)に対する助成率が上げられます。

なお、本年1月8日以降の休業等については全ての事業者を対象として、適用される助成率を判断する際の雇用維持要件(現行は令和2年1月24日以降の解雇等の有無)を緩和し、本年1月8日以降の解雇等の有無により判断する予定です。

令和2年分確定申告の期限は4月15日に

新型コロナによる緊急事態宣言の期間と確定申告期間が重なることから、十分な申告期間を確保し、会場の混雑を回避するため、令和2年分の所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告・納付期限が全国一律で**4月15日(木)**まで延長されることになりました。

これに伴い、所得税及び個人事業者の消費税について振替納税を利用する場合の振替日も延長となり、所得税は**5月31日(月)**、個人事業者の消費税は**5月24日(月)**となります。